

令和6年9月4日

FAX連絡書

宮部 龍彦 様

全枚数(本票含む。)5枚

件名 :【送付】事務連絡につきまして(令和6年(ワ)第23号の関係)

先ほど御電話差し上げました件名事件に関しまして、別添のとおり事務連絡を送付させていただきます。

内容を御確認の上、御対応くださいますようお願いいたします。

新潟地方裁判所第一民事部(担当:土田)

TEL:025-222-4227

FAX:025-222-4235

事件番号 令和6年（ソラ）第101号

（令和6年（モ）第20号 移送申立て事件、令和6年（ワ）第23号
ウェブページ削除等請求事件）

抗告提起事件

抗告人 宮部龍彦

事 務 連 絡

令和6年9月4日

抗告人 宮部龍彦 様

〒951-8511

新潟市中央区学校町通1-1

新潟地方裁判所第一民事部合議係

裁判所書記官 土 田 幸

電話 025-222-4227

FAX 025-222-4235



頭書事件の令和6年5月23日付け即時抗告申立書について、裁判官の指示により、下記のとおり連絡をします。

記

移送申立書及び移送却下決定記載の申立人が「宮部龍彦」と、前記即時抗告申立書別紙当事者目録記載の抗告人も「宮部龍彦」となっているところ、同申立書1ページ目記載の作成名義人は、「抗告人 宮部龍彦」「抗告人 示現舎合同会社 上記代表社員 宮部 龍彦」となっており、抗告権のない者（示現舎合同会社）も作成名義人として掲げられているところです（別添申立書写し参照）。

つきましては、同申立書に対する疑義を払拭するため、即時抗告申立書の訂正申立書を、令和6年9月20日までに提出してください。

訂正申立書の体裁については、「令和6年5月23日付け即時抗告申立書1ページ目につき、別紙のとおり訂正する。」と本文に記載した上で、訂正後の即時抗告申立書1ページ目を別紙として添付する方法が考えられます（別添サンプル参照）。

。

御対応のほど、よろしくお願いいたします。

（以上）



即時抗告申立書

令和6年5月23日

東京高等裁判所 御中

抗告人 宮部 龍彦

抗告人 示現舎合同会社

上記代表社員 宮部 龍彦

不要で?

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の、新潟地方裁判所令和6年(モ)第20号移送申立事件(基本事件
令和6年(ワ)第23号 ウェブページ削除等請求事件)について、同裁判所が令和6
年5月13日(決定書送達日 令和6年5月16日)にした後記決定は不服であるか
ら、即時抗告をする。

第1 原決定の表示

本件移送申立てを却下する。

第2 抗告の趣旨

- 1 原決定を取り消す。
 - 2 基本事件を横浜地方裁判所に移送する。
 - 3 抗告費用は相手方の負担とする。
- との裁判を求める。

第3 抗告の理由



貼用収入印紙	1000 円	認印
郵便切手	— 円	六番

【サンプル】

事件番号 令和6年（ソラ）第101号
抗告提起事件
抗告人 宮部 龍彦

訂 正 申 立 書

令和6年 月 日

東京高等裁判所 御中

抗告人 宮部 龍彦[Ⓜ]

令和6年5月23日付け即時抗告申立書1ページ目につき、別紙のとおり訂正する。

以 上

【サンプル】

(※ 訂正後の即時抗告申立書 1 ページ目を添付)

手続上、訂正後の即時抗告申立書 1 ページ目を添付いたします。